

序章 はじめに

1 策定趣旨

埼玉県では、「埼玉県農林水産業振興条例」（平成 29 年埼玉県条例第 14 号）に基づき、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例の基本理念にのっとった「埼玉県農林水産業振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を令和 3 年 3 月に策定しました。

この基本計画の策定を受け、北足立地域の特徴を踏まえた取組を整理し、「北足立地域農林水産業振興計画」（以下「地域計画」という）を策定いたしました。

地域住民、関係者のみなさまの御協力を得ながら、農業者、農業団体、関連産業の事業者・団体、市町と県が十分な連携を図り、この取組の実効性を高めてまいります。

2 目標年度

令和 7 年度

第 1 章 地域の農業・農村の姿

1 地域の概要

北足立地域は県南部の中央、都心から 15～60 km の首都圏に位置して、14 市町（さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町）からなっています。

新幹線や高崎線、宇都宮線など JR 各線に加え、埼玉新都市交通、東武鉄道、埼玉高速鉄道など多数の鉄道が乗り入れ、道路も東北や関越の各自動車道、東京外郭環状道路などの高速道路に加えて、国道 16 号、同 17 号、同 254 号など主要道路網が発達し、県南部の交通の要衝となっています。地域の総土地面積は 56,426 ha で、県総面積の 14.9% にあたります。人口は約 328 万人で県人口の約 45% を占めており、県内で最も都市化が進んでいる地域です。

